

泉南生協・オレンジコープ労働組合不当労働行為救済申し立て事件
「平成24年（不）第75号」

公正な命令を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合（通称オレンジコープ）に於いて、平成24年6月30日付で、労働組合員である配送担当者5名全員が突然解雇されました。

オレンジコープで働く配送担当者は、過酷な長時間労働、タイムカードもなく残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、平成23年10月末、配送担当者全員で労働組合を結成しました。

しかし、泉南生協・笠原理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員5名全員を解雇してきました。本件解雇は労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

この事件に関して大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、賃金仮払いの勝利命令が出ました。決定の内容は理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪されました。

一刻も早く、職場に戻していただくために、公正な判断による不当労働行為救済命令を強く要請するものです。

年 月 日

氏名	住所

【取扱い団体】 オレンジコープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会
〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町8-12 国労南近畿会館2階

大阪府労働委員会
会長 井上 隆彦 殿

泉南生協・オレンジコープ労働組合不当労働行為救済申し立て事件
「平成24年（不）第75号」

公正な命令を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合（通称オレンジコープ）に於いて、平成24年6月30日付で、労働組合員である配送担当者5名全員が突然解雇されました。

オレンジコープで働く配送担当者は、過酷な長時間労働、タイムカードもなく残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、平成23年10月末、配送担当者全員で労働組合を結成しました。

しかし、泉南生協・笠原理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員5名全員を解雇してきました。本件解雇は労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

この事件に関して大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、賃金仮払いの勝利命令が出ました。決定の内容は理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪されました。

一刻も早く、職場に戻していただくために、公正な判断による不当労働行為救済命令を強く要請するものです。

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名

【取扱い団体】 オレンジコープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会
〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2階